

住民税非課税世帯等 価格高騰重点支援給付金(追加分・こども加算)を支給

令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(追加分)(1世帯につき7万円)の対象となった子育て世帯へ、給付の加算(こども加算)を支給します。

支給額は対象児童1人につき5万円です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■ **対象者** 令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(追加分)(1世帯につき7万円)の支給対象者であって、令和5年12月1日時点で対象児童を養育する世帯主

■ **対象児童** 18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれの児童)

■ **対象児童別の手続き・申請方法**



▲町ホームページ

対象児童	主な手続き
・ 令和5年12月1日時点で対象者と同一世帯にいる18歳以下の児童 (平成17年4月2日以降生まれの児童)	申請は不要です。7万円給付金の支給決定後、対象と思われる世帯にお知らせを送付します。内容を確認してください。
・ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児 ・ 別世帯だが扶養している児童	申請が必要です。 申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。 申請書は子育て支援課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

■ **申請期限** 7月31日(水)

■ **申請・問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1124)

【児童扶養手当額のお知らせ】

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などへ、生活の安定と児童の健全育成のために支給する手当です。令和6年度の児童扶養手当額は次のとおりです。

区分		令和6年4月からの月額
児童 1人のとき	全部支給	4万5,500円
	一部支給	4万5,490円～1万740円
児童 2人のとき	全部支給	5万6,250円
	一部支給	5万6,230円～1万6,120円

※ 児童3人以上の場合は、3人目から児童が1人増えるごとに最大6,450円が加算されます。

■ **問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1130)

【障害者手当額のお知らせ】

障害者手当は、重度の障がいのある在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。令和6年度の障害者手当額は次のとおりです。

区分		令和6年4月からの月額
特別障害者手当	A級	3万5,690円
	B級	2万9,890円
	C級	2万8,840円
障害児福祉手当	A級	2万2,590円
	B級	1万6,840円
	C級	1万5,690円
経過的福祉手当	A級	2万2,590円
	B級	1万6,840円
	C級	1万5,690円
特別児童扶養手当	1級	5万5,350円
	2級	3万6,860円

■ **問い合わせ先** ▽特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について
住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111 (内1121)

▽特別児童扶養手当について
子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1130)

